

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

7月28日から4日間の日程で、米国・ハワイで行われていた TPP 閣僚会合は、当初から困難な分野といわれていた知的財産権など、未解決の課題を残したまま終了した。

政府は、「米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」などとした国会決議を遵守すべきである。

本県では、特に米、牛肉、豚肉、乳製品について関税撤廃となれば、甚大な影響が予想され、農業者は廃業の瀬戸際に立たされる。

また、食の安全や ISD 条項など、国民の暮らしやいのちに関わる重要課題について不安を招来させぬよう、毅然とした交渉姿勢を貫き通すべきである。

さらに、マスコミ報道で不安を抱いている全国の農業者に対し、懸念を払しょくする十分かつ明確な説明を行うべきである。

よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。
2. 交渉により収集した情報について、国民に十分な情報開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月 日

笠間市議会議長 藤枝 浩

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣